

## 阿久比町電子入札取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、あいち電子調達共同システム（CALS/EC及び物品等）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、阿久比町における電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (優先順位)

第2条 この要領の規定は、阿久比町入札者心得書（以下「心得書」という。）の規定に優先するものとする。ただし、この要領に規定のない事項は、心得書の規定によるものとする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子調達システム あいち電子自治体推進協議会が運用するあいち電子調達共用システム（CALS/EC及び物品等）で、入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札及び結果の公表等までの一連の過程を、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うこと可能とする入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム並びに入札情報サービスサブシステムの3つで構成されるシステム
- (2) 電子入札 電子調達システムを利用して実施する入札方式
- (3) 紙入札 電子調達システムを利用しない書面による入札方式
- (4) 電子入札案件 電子調達システムを利用して、入札案件名称や入札方式などの概要を登録された案件
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認定局」という。）が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード
- (6) ID 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に電子調達システムにより、阿久比町へ入札参加資格審査申請を行い、資格認定後交付される識別符号
- (7) 契約担当者 電子調達システムを利用して、入札案件の登録から入札結果

の公表に至る一連の事務手続を行う規則第2条第1号に規定する担当者

- (8) 電子くじ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子調達システムの機能を利用して落札者を決定する仕組み
- (9) 発注者 阿久比町
- (10) 共同企業体（経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）その企業体を代表する者のICカードにより、電子入札に参加するものとする。この場合は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札書に共同企業体名を必ず入力しなければならない。  
(電子入札の対象)

第4条 電子入札案件は、次の各号に掲げる区分に応じ、設計金額が当該各号に定める金額を超えるもののうち、阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）が決定したものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の買入れ 80万円
- (4) 物件の借入れ 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

- 2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定により随意契約によることとされたものは除くものとする。
- 3 設計金額200万円以下のもののうち、契約担当者が発注担当者（課等の長の命を受けて、その所掌に係る売買、賃借その他の契約に関する事務をつかさどる職員をいう。）と協議のうえ電子入札案件とすることができるものとする。

(電子調達システムの利用条件)

第5条 電子調達システムを利用し、電子入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、阿久比町入札参加資格者名簿に登載され、ICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行ったものとする。

(ICカードの不正使用)

第6条 入札参加者がICカードの不正使用等をした場合（他人のICカードを不正し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。）は、町長は次の各号に掲げる措置を執ることができる。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合 当該案件への入札参加資格の取

消（既に入札済みのものは、当該入札を無効とする。）

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合 落札決定取消

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合 契約解除  
(入札手続)

第7条 入札参加者は、電子調達システムにより電子入札案件ごとに必要な手続を行わなければならない。

2 入札参加者は、利用規約を遵守しなければならない。  
(紙入札の承認)

第8条 紙入札での参加を希望する者は、入札受付締切日時までに紙入札参加承認願（第1号様式。以下「承認願」という。）により発注者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があった場合、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

- (1) I Cカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、契約担当者がやむを得ないと認める場合
- (2) I Cカードの名義人が退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのI Cカード取得手続中の場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合

3 発注者は紙入札での参加を承認又は不承認する場合は、紙入札審査結果通知書（第2号様式）により通知しなければならない。この場合において、不承認の場合は不承認の理由を明らかにして通知しなければならない。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子調達システムによる手続を認めないものとする。なお、紙入札参加者が承認前に電子調達システムにより行った手続は、有効なものとして取り扱うものとする。

(紙入札の取扱い)

第9条 紙入札の承認願、書面による申請書、競争入札参加資格の確認に必要な資料、入札書（第3号様式）及び入札書に添付する必要がある案件の内訳書は、総務部検査財政課へ直接持参して提出するものとする。

2 前項の提出書類は、特段の指示のない限り、電子調達システムによる受付期間と同一とする。

(入札締切日時及び開札予定日時の設定)

- 第10条 契約担当者は入札手続についての締切日時（以下「入札締切日時」という。）は、電子調達システムのサーバの稼働時間内に設定する。
- 2 入札締切日時は、入札参加者が第7条第1項に規定する送信した電磁的記録が当該システムのサーバに到達すべき時刻とする。
- 3 入札参加者の送信した入札書が入札締切日時までに当該システムのサーバに到達しなかった場合（紙入札にあっては、入札書提出期限までに提出されなかった場合）は、無効とする。
- 4 開札予定日時は、原則として入札締切日時の翌日とする。
- 5 前各項以外の日時の設定にあっては、当該システム等により通知するものとする。

(申請書等の提出)

- 第11条 電子調達システムにより送信された申請書（添付書類を含む。）、入札書、内訳書（指示したとき）又は辞退届（第4号様式）（次項において「申請書等」という。）は、当該システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとみなす。
- 2 入札参加者は、申請書等のサーバへの到達を入札参加者の使用するパソコンコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

- 第12条 入札参加者は、発注者が求める資料を提出する場合は、電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。
- 2 前項の電子ファイルの容量は1MBを上限（ただし、物品等は3MBを上限）とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、ZIP形式に限るものとする。
- 3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、別表のとおりとする。
- 4 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 契約担当者は電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイ

ルによる再提出は、入札参加者において確実なウィルス駆除が可能と契約担当者が判断するときに限り、認めるものとする。

- 6 入札参加者が電子ファイルによる送信ができない場合は、契約担当者の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。この場合の提出期限については、特段の定めのない限り、当該システムによる受付期間と同一とする。

(資格確認及び指名通知等)

第13条 契約担当者は、入札に係る事項の公告により提出された申請書の資格確認を行う。

- 2 契約担当者は、電子調達システムを利用し、指名競争入札に係る通知を行う。

- 3 契約担当者は、紙入札参加者に係る連絡を郵便等により行う。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子調達システムにより、発注者へ辞退届（第4号様式）又は第18条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届（第4号様式）を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により、発注者へ辞退届を提出するものとする。

- 2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(くじ番号)

第15条 入札参加者は、入札書の入力に際し、くじ引きに使用する数字（以下「くじ番号」という。）を入力しなければならない。くじ番号は、任意の3桁の数字とする。

- 2 紙入札参加者は、入札書にくじ番号を記載した入札書を封印し提出するものとする。なお、入札書にくじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(開札)

第16条 開札は、当該入札に關係のない職員の立会いのうえで、あらかじめ指定した日時及び場所において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札参加者及び当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせないことができる。

- 3 提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- 4 契約担当者は紙入札がある場合は、入札価格及びくじ番号を電子調達シス

テムに入力した後に、当該システムにより一括開札を行うものとする。

- 5 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。
- 6 契約担当者は開札予定時間を著しく超過した場合は、入札結果の通知の予定時間等を電子調達システム等により入札参加者に連絡するものとする。  
(電子くじによる落札者の決定)

第17条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子調達システムにおける電子くじにより落札者を決定するものとする。ただし、当該システムの電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札決定を保留し、紙入札方式と同様の方法にてくじを実施するものとする。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲内にないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。ただし、心得書第21条ただし書又は第2項の規定に該当する場合は、再度入札又は再度入札に参加できないものとする。

- 2 再度入札の入札受付期間及び開札予定日時は、案件ごとに契約担当者が指定し、電子調達システムにより送信するものとする。
- 3 紙入札参加者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、持参して提出することにより再度入札に参加できるものとする。
- 4 再度入札の回数については、2回を限度とし電子入札案件ごとに発注者が定めるものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないものとする。
- 6 再度入札を行っても決定されない場合は、心得書第21条第4項及び第5項の規定を準用する。

(入札結果の公表等)

第19条 契約担当者は電子入札の結果については、電子調達システムにより公表するものとする。

- 2 契約担当者は、当該システムを利用し、入札参加者に結果等を通知するものとする。

(障害発生時の対応)

第20条 案件登録後、発注者の使用に係る電子調達システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、当該システムの利用が不能となった場合であって、障害の復旧又は状況の改

善が見込めず電子入札が実施できないと契約担当者が判断したときは、電子入札を中止し、又は紙入札へ変更することができる。

2 前項の規定により紙入札へ変更する場合は、契約担当者は、全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
- (2) 既に完了している電子調達システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は、無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者は、改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要な事項  
(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。  
(阿久比町電子入札取扱要領の廃止)
- 3 阿久比町電子入札取扱要領（平成25年4月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表

アプリケーション名	ファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	DOC、DOCX形式
Excel (Microsoft Corp.)	XLS、XLSX形式
その他	PDF形式 画像ファイル(JPEG、TIFF又はGIF形式) 圧縮ファイル(Zip形式)

紙入札参加承認願

年　月　日

阿久比町長 殿

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者名)

下記の案件について、下記の理由により電子調達システムを利用して入札に参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名 (事業名)	
2	路線等の名称 (名称)	
3	工 事 場 所 (履行場所)	
4	電子調達システムを利用して入札に参加できない理由	<p>該当の□にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中</p> <p><input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の手続中</p> <p><input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由（ ）</p>

紙入札審査結果通知書

年　　月　　日

様

阿久比町長

年　　月　　日付けで提出された紙入札参加承認願について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1	工事名 (事業名)	
2	路線等の名称 (名称)	
3	工事場所 (履行場所)	
4	審査結果	<p>紙入札での入札参加</p> <p>1 承認する</p> <p>提出場所</p> <p>2 承認しない</p> <p>理由</p>

## 入札書

年　月　日

阿久比町長 殿

住 所  
入札者（所在地）  
氏 名  
名称及び代表者名

印

阿久比町入札者心得書承諾のうえ、下記のとおり入札します。

### 記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事（事業）の請負金（受託料）

1 工事名（事業名） \_\_\_\_\_

2 路線等の名称（名称） \_\_\_\_\_

3 工事場所（履行場所） \_\_\_\_\_

注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 路線等の名称は必要がないときは、記入しないこと。

3 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

4 金額の数字は、アラビア数字を用い「金、¥」を記入のこと。

くじ番号			
------	--	--	--

\* 3桁までの数字を記入すること

第4号様式（第11条、第14条関係）

辞退届（再入札辞退届）

年　月　日

阿久比町長 殿

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者名) (印)

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

1	工事名 (事業名)	
2	路線等の名称 (名称)	
3	工事場所 (履行場所)	
4	開札年月日	年　月　日
5	辞退理由	